

【ドイツ】個人データの取扱い等に関する連邦刑事庁法の改正

海外立法情報課 山岡 規雄

* 連邦刑事庁法の一部の規定を違憲と判断した 2024 年 10 月の連邦憲法裁判所の判決に対応し、2025 年 7 月に、警察関連の個人データの取扱い等に関する法改正が行われた。

1 改正法の制定の経緯

2024 年 10 月 1 日、連邦憲法裁判所は、連邦刑事庁法¹のうち、①警察情報連携 (polizeilicher Informationsverbund)²に保存された個人データの取扱い、②テロ容疑者と接触した人物（以下「接触者」）の個人データの収集に関する規定について、情報自己決定権 (Grundrecht auf informationelle Selbstbestimmung)³の侵害を理由として、基本法（憲法に相当）に反するという判決（以下「判決」）を下した⁴。同裁判所は、当初、違憲と判断した規定の有効期限を 2025 年 7 月 31 日までとしたが、連邦議会の解散等による立法作業の遅延を理由とするメルツ (Friedrich Merz) 首相の期限延長の提議に基づき、2025 年 6 月 3 日、2026 年 3 月 31 日までの延長を決定した。その決定のあった 2025 年 6 月 3 日、違憲と判断された部分を改正する 2 本の法律案が連邦議会に提出された⁵。これらの法律案は、同月 26 日、連邦議会で可決され、同年 7 月 11 日、連邦参議院の同意又は承認を得た後⁶、同月 17 日、法律として公布された（翌日施行）⁷。

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2025 年 9 月 8 日である。

¹ Bundeskriminalamtgesetz vom 1. Juni 2017 (BGBl. I S.1354; 2019 I S.400), das zuletzt durch Artikel 1 des Gesetzes vom 17. Juli 2025 (BGBl. 2025 I Nr.172) geändert worden ist

² 「警察情報連携」とは、連邦と州の間の警察関連の情報交換のためのデータプラットフォームであり、現在は、「警察情報分析連携 (Polizeilicher Infrmations- und Analyseverbund: PIAV)」という名称の下で運用されている。

³ 「情報自己決定権」とは、1983 年 12 月の連邦憲法裁判所の判決により定式化された権利であり、その内容は、「自己決定の思想から引き出される、個人的生活実態をいつ、どこまで公開するかを、基本的に自身で決定する個人の権能」とされる。鈴木秀美・三宅雄彦編『〈ガイドブック〉ドイツの憲法判例』信山社, 2021, p.75. 以下、この権利への「介入 (Eingriff)」という判決等の表現を、「プライバシーの侵害」と言い換えることにする。

⁴ 1 BvR 1160/19

⁵ ①を改正対象とする法律案 (BT-Drs. 21/324) は、連邦参議院の同意を必要とせず、②を改正対象とする法律案 (BT-Drs. 21/325) は必要とするという違いがあったため、2 本に分けられた。基本法第 73 条第 2 項によると、複数の州に及ぶ危険等の場合の連邦刑事庁による国際テロリズムの予防に関する立法（同条第 1 項第 9a 号）には、連邦参議院の同意が必要とされる。一方、刑事警察に関する連邦と州の協力に関する立法（同項第 10 号）には、連邦参議院の同意が必要とされない（ただし、法律案修正のための両院協議会の招集は要求できる。）。

⁶ 連邦参議院の同意を必要としない①の関連の法律案については、同日の連邦参議院本会議で、法律案の修正を求めるための両院協議会の招集の要求がないことが確認され、事実上、承認された。

⁷ Gesetz zur Anpassung von Regelungen über den polizeilichen Informationsverbund im Bundeskriminalamtgesetz sowie zur Einführung der Erlaubnispflicht für bestimmte Druckluftwaffen und zur Änderung weiterer waffen- und sprengstoffrechtlicher Vorschriften vom 17. Juli 2025 (BGBl. I Nr.171); Gesetz zur Anpassung der Befugnis zur Datenerhebung bei Kontaktpersonen im Bundeskriminalamtgesetz vom 17. Juli 2025 (BGBl. I Nr.172). 前者の法律では、そのタイトルが示すとおり、武器法 (Waffengesetz vom 11. Oktober 2002 (BGBl. I S.3970, 4592; 2003 I S.1957), das zuletzt durch Artikel 2 des Gesetzes vom 17. Juli 2025 (BGBl. 2025 I Nr.171) geändert worden ist) 等の改正も行われた。その内容は、従来、所持に許可が不要とされていた類型の空気銃 (Druckluftwaffe) のうち、技術の進歩によって殺傷能力を備えるようになったものを許可制とするというものであった（武器法附則第 2 第 2 節第 2 款第 1.1 号）。委員会審査の際に、与党会派からの提案で、①に関する法律案 (BT-Drs. 21/324) に追加された。このように、当初の法律案と関連性が希薄な案件を追加して可決する手続は、ドイツでは、「オムニバス手続 (Omnibusverfahren)」と呼ばれている。ドイツのための選択肢は、国民と治安当局の安全の確保という観点からの改正であるとして改正案の全体的な関連性を示唆する与党会派の見解に賛同せず、「オムニバス手続」に対する非難を表明したが、改正案の内容に異存はなかったため、表決においては、賛成票を投じた。

2 改正法の主な内容

(1) 個人データの取扱いに関する連邦刑事庁法の改正

連邦刑事庁法は、国際犯罪等の捜査を任務とする連邦刑事庁に対し、任務遂行のため、被疑者（Beschuldigte）の個人データのうち幾つかの要素を再処理⁸する権限（第18条第1項第2号及び第2項）及び警察情報連携において再処理のために個人データを選別して保存する権限（同条第3項）を付与している。これに対し、判決は、重大なプライバシーの侵害となる場合の規定であるにもかかわらず、連邦刑事庁の任務遂行という目的と被疑者であったという属性のみを権限行使の要件としている点を問題視した。判決は、どのような犯罪行為を防止するために保存するのか、その犯罪行為と（過去の犯罪行為の）被疑者との間にはどの程度の関連性があるのか、保存期間をどの程度にするのかといった点を明確に規定すべきであると判断した。

判決による要請に応え、改正法は、被疑者及び容疑者（Tatverdächtige）⁹の個人データの保存は、実行される可能性のある犯罪行為と当該の者との関連性が明確に示されており、個人データの保存が当該犯罪行為の予防及び訴追に資する可能性が十分にある場合にのみ許されるという規定を新設した（第30a条）。また、将来の犯罪行為の予防等を目的として保存された被疑者及び容疑者の個人データを選別して審査する期限¹⁰について、実行される可能性のある犯罪行為に対する刑の重さに応じて上限を定め（成人の場合、重罪に当たる行為については5年、その他の行為については3年）、具体的な期限の設定に際してはデータ収集の際のプライバシーの侵害の度合いを勘案しなければならない（例えば、自宅から収集したデータの場合には、侵害の度合いが高いので、期限を短くする必要がある。）と定める規定を追加した（第77条第7項）。これらのデータは、犯罪行為の危険性が継続している場合又は新たに発生した場合を除き、この期限の満了とともに消去しなければならない（同項）。

(2) 接触者の個人データの収集に関する連邦刑事庁法の改正

改正前の連邦刑事庁法第45条第1項第1文第4号は、通信傍受、秘密捜査員の投入など特別な方法により接触者に関する個人データを収集することを許容していた。判決は、このような方法によるデータ収集は重大なプライバシーの侵害に当たるため、当該接触者と具体的な犯罪行為の危険との関係が深い場合でなければ許容され得ないとし、そのような限定がない従来の規定を違憲と判断した。こうした判決の判断を受け、改正法は、特別な方法によるデータ収集は、接触者が、①犯罪行為の準備を知っている場合、②犯罪行為から利益を得る可能性がある場合、又は③犯罪行為の実行のためにテロ容疑者により利用される可能性がある場合のいずれかの場合に該当するときに限るという条件を同号に追加した。

⁸ 「再処理（Weiterverarbeitung）」とは、収集した当初の目的以外の目的のためにデータを処理することをいう。Rolf Schwartmann et al., Hrsg., *DS-GVO/BDSG*, 2., neu bearbeitete Aufl., Heidelberg: C.F.Müller, 2020, S.154.

⁹ 「容疑者」とは、警察によって嫌疑がかけられているが、捜査手続が開始されていない者をいい、捜査手続が開始された場合には「被疑者」となる。Bertram Schmitt, *Strafprozessordnung*, 62. Aufl., München: C.H. Beck, 2019, S. 21. 与党会派（キリスト教民主／社会同盟及び社会民主党）が提出した法律案は「被疑者」と「容疑者」のデータの取扱いについて特に区別を設けず、同列に扱うものであった。これに対し、緑の党及び左派党は、違憲規定の是正期間が延長されたのであるから、「被疑者」と「容疑者」の取扱いに区別を設けるべきか否かについて時間をかけて審議すべきであると主張し、法律案に反対した。

¹⁰ 連邦刑事庁法第77条第1項及び第2項は、連邦刑事庁が同庁の情報システムに保存されている個人データ一般の削除等の要否を審査する権限及びその審査の期限を定めている。成人の場合、この期限は当人に関するデータの最終登録から（同条第3項）最長10年とされる。第1項の特則に当たる新設の第7項に規定する審査期限の起算もデータの最終登録からである。